

長期収載品にかかる 選定療養費のお知らせ

診療報酬改定により 2024 年 10 月 1 日から長期収載品を患者さん自身で希望された場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さんの自己負担となります。

医療上の必要性により医師が銘柄名処方（後発医薬品への変更不可）をした場合や後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【長期収載品とは】

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

【選定療養費の自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 1

選定療養費は保険給付ではないため消費税が別途かかります。

2024 年 8 月 1 日
社会医療法人社団陽正会
寺岡記念病院 病院長